

筑後市

特定不妊治療費助成金交付について

筑後市では、平成31（2019）年4月より、不妊治療を受けようとするご夫婦の経済的負担軽減を図ることを目的として、特定不妊治療等（体外受精・顕微授精、及び、男性不妊治療）にかかる費用の一部を助成します。ただし、平成31（2019）年4月1日以降に開始した治療に限ります。

* 対象者 *

以下の3つの要件全てに該当するご夫婦

- ①「福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業」により、知事から助成決定を受けている。
- ②申請日前1年以上の期間、引き続き筑後市の住民基本台帳に登録がある。
- ③市税及び国民健康保険税の滞納がない。

* 助成額 *

1回の治療につき上限5万円

（特定不妊治療費に係る費用から、県の助成金を控除した治療費について、助成します。また、体外受精・顕微授精と男性不妊治療の両方で福岡県の助成を受けられた場合は、各々5万円を限度とします。）

* 申請期間 *

治療が終了した日から1年以内

* 申請に必要なもの *

- ①特定不妊治療費助成金交付申請書
 - ②福岡県発行の「不妊治療費助成承認決定通知書」
 - ③該当する特定不妊治療費等に係る領収書
 - ④口座番号がわかるもの
 - ⑤印鑑（スタンプ印以外）
 - ⑥夫婦の一方が市外に居住する場合は、市外居住についての申立書
- ※①、⑥の様式はこども家庭サポートセンターにあります。ホームページにも掲載しています。



* 注意事項 *

申請した治療について、他市町村から助成を受ける場合は、助成額から他市町村の助成額を差し引きます。

申請先・問合せ先

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地 （本庁舎1階）

筑後市役所こども家庭サポートセンター ☎ 0942-48-1968



↑ 詳しくはこちら